

出店についての注意事項

1 事業者の事前登録

- ・しあわせ未来センター前での移動式販売車出店誘致実証実験第2弾に出店を希望する場合は、事前に事業者登録をお願いいたします。また出店希望月の前月10日頃までに出店希望日等の申請をお願いいたします。出店希望日が重複し、募集台数を上回る場合は清瀬市で出店者の選考を行います。選考の結果等は出店希望日の前月15日前後に通知します。(締切日の詳細は各月ごとの出店希望日申請フォーム内に記載があります。)

2 衛生管理の徹底

- ・食品衛生法に基づき、衛生管理を徹底してください。
- ・食中毒予防の為、保健所による改善指導を行う場合があります。

3 ごみの処理

- ・出店中はごみ箱を設置し、出店後はごみの分別・処理を徹底し、必ず出店者で持ち帰りください。販売終了後は設置前と同じ状況に戻してください(原状復帰)。

4 騒音対策

- ・出店中は周囲の学校等への配慮の為、BGM等の使用はご遠慮ください。

5 保険加入

- ・出店者自身の安全や顧客への責任を考慮し、適切な保険への加入をお願いします。

6 火気の取扱い

- ・調理に火気を使用する場合は、消火器の設置や、火災発生時の対応策を事前に確認し、安全な調理環境を整えてください。

7 消防署への届出

- ・出店日の3日前までに清瀬消防署に届出書(第10号様式「消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書」)を提出し、その写しを市に提出してください。

8 苦情対応

- ・出店や出店品についての苦情が発生した場合は、各出店者にて迅速かつ誠実に対応願います。苦情内容を清瀬市へ共有してください。

9 賠償責任

- ・出店中に発生した事故や苦情について、自己の責任で対応し、施設及び第三者に損害が発生した場合には賠償責任が発生します。

10 キッチンカーの管理

- ・キッチンカー等の搬入・搬出は市職員の指示に従い各出店者が行ってください。
- ・キッチンカー等の破損・紛失等について、清瀬市は一切責任を負いません。

11 その他

- ・出店中は「出店許可証」を常に見える場所へ掲示してください。
- ・光熱水等については貸出しておりません。電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自でご準備ください。
- ・ディーゼル車を使用する場合は、規制適合車を利用してください。
- ・募集要項に反する行為、虚偽申請をした場合は出店の停止、市の事業者登録削除等の対応をいたします。
- ・出店場所等につきましては清瀬市の指示に従ってください。
- ・その他、関連する法律等の遵守をお願いします。

上記の注意事項を理解し、責任のある運営を行うことで安全で快適な環境を提供できるよう努めてください。

以上